

貝島町自治会役員・組長手当等に関する規定

1. 貝島町自治会の役員及び組長には手当を支給する。
2. 役員手当の支給は、毎年3月とする。
3. 役員手当は次のとおりとする。

会 長	80,000円
副会長	50,000円
会 計	80,000円
庶 務	30,000円
監 事	20,000円
支部長	15,000円
組 長	3,000円
常任委員	3,000円
4. 本規定の「役員」とは、執行部の五役と支部長、常任委員とする
5. 本規定に定めるもののほか、必要と思われる日当の取り扱いに関しては、役員会又は五役会議に諮って定める。

附則（施行）

この規定は、平成29年4月22日から施行する。

平成30年4月28日から施行する。